

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う
罰則に係る事務取扱いについて（感染症法関係）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）において、

- ・ 感染症法第80条の規定に該当する場合（感染症法第19条の規定による入院勧告等による入院の期間中に逃げた等の場合）
 - ・ 感染症法第81条の規定に該当する場合（感染症法第15条第8項の規定による命令を受けた者が、同条第1項等の規定による積極的疫学調査につき正当な理由がなく答弁をしない等の場合）
- について、新たに罰則（過料）が設けられたところです。

については、当該罰則に係る事務取扱いは、下記を御参考いただき、適切な対応をお願いします。なお、今般の改正法の施行に当たっては、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」に関するQ&Aについて」（令和3年2月10日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「QA」という。）が示されていますので、あわせて参照ください。

記

第1 過料の手続きについて

感染症法第80条又は第81条の規定に該当する場合については、罰則として過料に処することとされているところ、基本的な考え方として、業務に当たって法違反等を確認した場合には、まずは適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことが望ましいものであることに十分留意してください。

その上で、当該罰則に係る手続きについては、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の過料事件の規定に基づき行われることとなります。

この際、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）においては、違反者の住所地（住所がないとき等は居所）を管轄

する地方裁判所に対し、当該違反者が過料に処すべきものと思料される旨を通知してください。

第2 地方裁判所への通知について

第1の通知については、様式の一例を別添のとおり作成したため、参考にしてください。当該様式については所要の変更を行って差し支えありませんが、記載に当たっては、次の事項に御留意をお願いします。

(1) 冒頭文について

- ア) 罰則の根拠となる感染症法の条文（感染症法第80条又は第81条の別）、イ) 当該条文において規定されている過料の額（感染症法第80条の場合にあっては50万円以下、感染症法第81条の場合にあっては、30万円以下）を明記すること。
- なお、過料の額については、都道府県知事の意見（個別の案件に応じて処すべきと思料する額）を記載する必要は無いこと。

(2) 「2. 事件の概要」について

- 「2. 事件の概要」には、違反者を過料に処すべき理由となる事実を、管轄の地方裁判所において的確に認定することができるよう、「違反者のどの行為が、感染症法第80条又は第81条に規定するどの行為に該当するのか」を明確に記載すること。その際、
 - ① 感染症法第80条の規定に該当する場合にあっては、違反者に対する入院の勧告、入院の措置又は入院期間の延長及びそれらに係る通知の各根拠条文
 - ② 感染症法第81条の規定に該当する場合にあっては、違反者に対する質問又は調査並びにそれらに係る命令の各根拠条文も記載すること（なお、ここでいう「各根拠条文」は、それぞれ、感染症法第80条又は第81条に掲げられている）。
- 「2. 事件の概要」には、同一の違反の事実について二重に過料に処することがないように、過料に処すべき理由となる事実の始期及び終期を明確に記載すること。
- 違反者から、入院の措置又は積極的疫学調査に応じない理由を聴取した場合であって、当該者において感染症法第80条又は第81条に規定する「正当な理由」に該当する事由があると主張している場合においては、都道府県知事において当該事由に関して聴取した内容及び「正当な理由」に当たらないと判断した理由を「2. 事件の概要」に記載すること。

(3) 「3. 事件の概要に係る添付資料」について

下記の各記録については、違反者を過料に処すべき理由となる事実を、管轄の地方裁判所において的確に認定することができる資料でなければならないこと。

- ① 感染症法第80条関係
以下の書面を添付すること。

- ・ 違反者の住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の記載がないもの）（違反者が住民登録をしていない場合にあつては、これに相当するもの）
- ・ 違反者に対する感染症法に基づく入院の勧告、入院の措置又は入院期間の延長に係る通知の写し（感染症法第23条若しくは第26条において準用する第23条又は第49条において準用する第16条の3第5項の規定によるもの）
- ・ その他の「2. 事件の概要」に記載した事実を裏付ける記録等

②感染症法第81条関係

以下の書面を添付すること。

- ・ 違反者の住民票の写し（個人番号の記載がないもの）（違反者が住民登録をしていない場合にあつては、これに相当するもの）
- ・ 違反者に対する感染症法に基づく質問又は調査の命令に係る通知の写し（感染症法第15条第10項の規定によるもの）
- ・ その他の「2. 事件の概要」に記載した事実を裏付ける記録等（例えば、関係者との電話でのやり取りの記録等が考えられる）

(4) Q A等の添付について

感染症法の規定に係る解釈の参考資料となることから、Q Aを添付すること。また、必要に応じ、これまで厚生労働省より発出している通知等を添付すること。なお、いずれについても、関連するものを抜粋する形で構わない。

第3 その他

第2の内容については、管轄の地方裁判所から必要な書類等について別途指示や依頼があつた場合には、上記にかかわらず、当該指示及び依頼に適切に対応してください。

第 号
月 日

(管轄の地方裁判所) 宛

●●県知事 ○○ ○○

過料事件通知書

下記の者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第○条の規定に掲げる事実があったため、同条により、○万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 違反者の氏名及び住所地

(※) 通知の時点において、違反者が住所地に居住していない場合には、居所（入院先等）も併記する。

2. 事件の概要

3. 事件の概要に係る添付資料

(例)

- ・違反者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
- ・違反者に対する感染症法に基づく入院の勧告、入院の措置、入院期間の延長、質問、調査の命令に係る通知
- ・その他の「2. 事件の概要」記載の事実を裏付ける記録等

4. 参考資料

(※) 感染症法の規定に係る解釈の参考資料となることから、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」に関するQ&Aについて」（令和3年2月10日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）を添付すること。また、必要に応じ、これまで厚生労働省より発出している通知等を添付すること。

以上

(記載例)

条項、過料の額等は、入院医療機関から逃げた場合を想定。別紙についても同様。

第 号
月 日

(管轄の地方裁判所) 宛

●●県知事 ○○ ○○

過料事件通知書

下記の者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）同法第 80 条の規定に掲げる事実があったため、同条により、50 万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 違反者の氏名及び住所地

氏名：□□□□

住所地：◆◆◆◆

2. 事件の概要

(別紙参照)

3. 事件の概要に係る添付資料

- ・違反者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）（添付資料○）
- ・違反者に対する感染症法に基づく入院の勧告に係る通知（添付資料○）
- ・保健所と違反者との間の連絡の記録（添付資料○）
- ・保健所と医療機関との間の連絡の記録（添付資料○）
- ・保健所と警察署との間の連絡の記録（添付資料○）

4. 参考資料

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」に関する Q&A について」（令和 3 年 2 月 10 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）（抜粋）

以上

(別紙)

1. 令和〇年〇月〇日に、〇〇県が管轄する〇〇保健所（以下単に「保健所」という。）の管内の〇〇医療機関より、新型コロナウイルス感染症患者の発生届を受理した。当該患者（□□□□）につき、当該感染症と診断した医師の判断により、入院加療が必要との診断がなされ、同医師より保健所にその旨伝えられるとともに、当該医療機関において入院することとなった。同日、保健所職員より、当該患者に対して、
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）に基づき入院していただく必要があること
 - ・ 入院中においては当該医療機関における医師等の医療関係者の指示に従っていただく必要があること
 - ・ 入院中に当該医療機関より無断で外出を行った場合には、法により罰則に処される可能性があること
- 等について説明した。（添付資料〇）

2. その後、同日に、〇〇県は当該患者に対して、法第 26 条第 2 項の規定により読み替えて準用する法第 19 条第 1 項に基づく入院の勧告を行うとともに、法第 26 条第 2 項の規定により読み替えて準用する法第 23 条に基づき、当該入院の勧告に係る書面の通知を行い、当該入院の期間は令和〇年〇月〇日〇時から同月〇日〇時までの 72 時間（入院期間につき法第 19 条第 4 項参照）であることを示した。
- 当該患者は、上記勧告に応じ、〇〇医療機関に入院した。（添付資料〇）

【参考】入院勧告に応じず措置入院した場合

当該患者はこれに応じなかったため、同月〇日に、〇〇県は当該患者に対して、法第 26 条第 2 項の規定により読み替えて準用する法第 19 条第 3 項に基づく入院の措置を行うとともに、法第 26 条第 2 項の規定により読み替えて準用する法第 23 条に基づき、当該入院の措置に係る書面の通知を行い、改めて当該入院の期間を示し、当該患者は、〇〇医療機関に入院した。（添付資料〇）

3. 同月〇日に、〇〇医療機関より保健所に電話があり、当該患者が当該医療機関から無断で抜け出したこと、当該患者については未だ当該感染症の陰性が確認されていないこと等の連絡があった。保健所の職員は、当該患者本人及び家族に連絡を取ったところ、家族より自宅にいる可能性がある旨の情報を得、即座に同所へ向かったところ、本人を発見した。保健所の職員より、当該患者に対して、
- ・ 直ちに医療機関に戻ることを
 - ・ 当該医療機関から現在までの滞在場所、移動手段、接触した者等の行動歴を答えることを
 - ・ 再度無断で外出した場合は、法により罰則に処される可能性があることを
- 等を伝達したところ、当該患者は一時反発する様子であったが、同保健所による再三の説得により、上記について応じることとなり、同日中に同医療機関へ再度入院することとなった。なお、当該患者が当該医療機関から外出し発見されるまでの行動歴等としては、タクシーにより自宅まで移動したのみであり、接触した者は同タクシーの運転手のみであった。（添付資料〇）

【参考】感染症法第 19 条の入院期間の経過後、さらに感染症法第 20 条の入院勧告を行った場合
3-2. 当該患者について、同月〇日以降も引き続き入院させる必要があったため、同日、〇〇県は当該患者に対して、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 20 条第 1 項に基づく入院の勧告を行うとともに、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 23 条に基づき、当該入院の勧告に係る書面の通知を行い、当該入院の期間は令和〇年〇月△日から同年×月◇日までであることを示した。

当該患者は、これに応じ、引き続き△△医療機関に入院した。(添付資料〇)

【参考】上記感染症法第 20 条の入院勧告に応じず措置入院した場合

当該患者はこれに応じなかったため、同日、保健所は当該患者に対して、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 20 条第 3 項に基づく入院の措置を行うとともに、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 23 条に基づき、当該入院の措置に係る書面の通知を行い、改めて当該入院の期間を示し、当該患者は、引き続き△△医療機関に入院した。(添付資料〇)

【参考】感染症法第 20 条の入院期間 (10 日以内) の経過後、さらに勧告を行った場合

当該患者について、更に、同月〇日以降も引き続き入院させる必要があったため、同日、〇〇県は当該患者に対して、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 20 条第 4 項に基づき入院の期間を延長するとともに、法第 26 条第 2 項の規定により準用する法第 23 条に基づき、当該入院の期間の延長に係る書面の通知を行い、当該入院の期間の延長の期間は令和〇年〇月△日から同年×月◇日までであることを示した。

当該患者は、これに応じ、引き続き△△医療機関に入院した。(添付資料〇)

- その後、同月〇日に、再度〇〇医療機関より保健所に電話があり、同日に当該患者が当該医療機関から無断で抜け出したこと、当該患者については未だ当該感染症の陰性が確認されていないこと等の連絡があった。保健所の職員は、当該患者本人及び家族に連絡を取ったが、行方は確認できず、最寄りの警察署に相談し、引き続き捜索を続けた。その後、同月〇日、当該患者の所在地が判明し、発見。同日中に本人を医療機関に移送し、入院を再開した。なお、当該患者が当該医療機関から外出し発見されるまでの行動歴等としては、電車などの公共交通機関を利用し、広範に渡っており、かつ、不特定多数の者が集まる場所への出入りも確認されている。(添付資料〇)
- このように、入院の勧告により入院した当該患者が、その入院の期間 (令和〇年〇月〇日から同月〇日まで) 中である令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間、〇〇医療機関から逃げたことは、今般、過料に処すべき事由である。

【参考1】入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合の別紙の記載例

1. 令和〇年〇月〇日に、〇〇県が管轄する〇〇保健所（以下単に「保健所」という。）の管内の△△医療機関より、新型コロナウイルス感染症患者の発生届を受理した。当該患者（□□□□）につき、当該感染症と診断した医師の判断により、入院加療が必要との診断がなされ、〇〇県において入院医療機関を調整の上、後日入院することとなったため、当該患者は、一旦公共交通機関を利用せずに自宅に帰宅・待機となった。同月〇日、入院医療機関が確定したため、保健所職員より、当該患者に対して、
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき入院していただく必要があること
 - ・ 入院期間は同月〇日から同月〇日までであること
 - ・ 入院医療機関は〇〇医療機関であること
 - ・ 入院中においては当該医療機関における医師等の医療関係者の指示に従っていただく必要があること
 - ・ 入院中に当該医療機関より無断で外出を行った場合には、法により罰則に処される可能性があること等について架電にて説明し、当該患者は当該勧告に応じる旨述べていた。（添付資料〇）
2. 同日、保健所は当該患者に対して、法第26条第2項の規定により準用する法第19条第1項に基づく入院の勧告を行うとともに、法第26条第2項の規定により準用する法第23条に基づき、当該入院の勧告に係る書面の通知を行い、当該入院の期間は令和〇年〇月〇日〇時から同月〇日〇時までの72時間であることを示した。（添付資料〇）
3. しかし、その後、当該患者は一向に〇〇医療機関に現れなかったため、保健所の職員は、当該患者本人及び家族に連絡を取ったが、行方は確認できず、最寄りの警察署に相談し、引き続き捜索を続けた。

並行して、同日、保健所は当該患者に対して、法第26条第2項の規定により準用する法第19条第3項に基づく入院の措置を行う旨（以下「当該措置入院」という。）及び当該入院の期間が令和〇年〇月〇日〇時から同月〇日〇時までの72時間（入院期間につき法第19条第4項参照）であることにつき、法第26条第2項の規定により準用する法第23条に基づく当該入院の措置に係る書面の通知を行った。（添付資料〇）
4. なお、その後、同月〇日、当該患者の所在地が判明し、発見。同日中に本人を医療機関に移送し、入院を再開した。また、当該患者が当該医療機関から外出し発見されるまでの行動歴等としては、電車などの公共交通機関を利用し、広範に渡っており、かつ、不特定多数の者が集まる場所への出入りも確認されている。加えて、上記通知により示された当該措置入院の期間までに入院しなかったことについて、当該患者は、仕事の都合上やむを得ず、入院しなかったことにつき「正当な理由」がある旨主張しているが、そもそもこれに従事することで他者に感染させるおそれもあるため、当該事由のみをもって「正当な理由」に該当するとはいえない。（添付資料〇）
5. このように、当該患者が、当該措置入院の始期（令和〇年〇月〇日〇時）までに正当な理由がなく〇〇医療機関に入院しなかったことは、今般、過料に処すべき事由である。

【参考2】積極的疫学調査に係る命令に正当な理由なく従わなかった場合の別紙の記載例

1. 令和〇年〇月〇日に、〇〇県が管轄する〇〇保健所（以下単に「保健所」という。）の管内の△△医療機関より、新型コロナウイルス感染症患者の発生届を受理した。保健所は当該患者に対する積極的疫学調査を通じて、感染源の推定や濃厚接触者の把握等感染症対策上必要な措置を講ずるため、同日、保健所職員より、当該者に対して、法第15条第1項に基づく質問として、新型コロナウイルス感染症患者と診断された令和〇年〇月〇日から過去14日間における、
 - ① 接触者の有無、氏名、連絡先
 - ② 訪問した場所及び当該訪問の日時
 - ③ 公共交通機関の利用の有無等について、質問を行ったが、当該患者は、上記質問に対して、「家族や知り合いに迷惑がかかる」との理由のみで一切応じなかった。（添付資料〇）
2. 当該者については、別途積極的疫学調査を行った者からの聞き取り等により、感染させるおそれのある期間内に、マスク等をせず、大声を出して飲食店で飲酒しており、同伴者がいたことも明らかになっているところ、保健所職員により、当該質問は感染拡大防止の観点から非常に重要であること、同条第7項の規定により当該質問に応じる努力義務があること、及び同条第8項の規定により「正当な理由」なく応じない場合は命令をすることができること等につき、再三の説明し、質問に応じるよう説得を行ったが、当該患者は、「家族や知り合いに迷惑がかかる」「職場に知らせていないので教えられない」との理由のみで、一切の回答を拒否したため、命令をすることも念頭に置いて、後日改めて質問を行うこととした。（添付資料〇）
3. その後、同月〇日、保健所職員により、当該患者に対して、法第15条第1項に基づく質問として、上記と同様の質問を行ったが、先日と同様の理由で一切応じなかったため、同日、〇〇県は、同質問について応じるよう同条第8項の規定に基づく命令をするとともに、同条第10項の規定に基づき、当該命令に係る書面の通知を行った。（添付資料〇）

しかし、当該患者は依然として、「家族や知り合いに迷惑がかかる」「職場に知らせていないので教えられない」との理由のみで、当該命令に従わず、一切の回答を拒否した。

「家族や知り合いに迷惑がかかる」「職場に知らせていないので教えられない」との理由のみでは、「正当な理由」があるとはいえない。（添付資料〇）
4. このように、当該患者が、令和〇年〇月〇日に〇〇県から法第15条第8項の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、法第15条第1項による保健所職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をしなかったことは、今般、過料に処すべき事由である。